

医学物理士認定制度施行細則

細則の新旧対照表

現行	改正
最終改正 2023年7月15日 (新規認定に要する業績評価点) 第4条 規程第12条に定める業績評価点は、 前々年度の4月1日から申請年度の9月 30日、または12月31日までの期間に おける合計30単位以上とする。	最終改正 2025年4月1日 (新規認定に要する業績評価点) 第4条 規程第12条に定める業績評価点は、 前々年度の4月1日から申請年度の9月 30日、 または12月31日 までの期間に おける合計30単位以上とする。